徳島	0.999	0.965	1.069	
香川	0.997	0.971	1.057	
愛媛	0.997	0.977	1.131	
高知	0.982	0.968	1.136	
福岡	1.004	0.981	0.994	
佐賀	0.993	0.744	1.073	1.018
長崎	0.990	0.964	0.993	0.888
熊本	0.990	0.962	1.062	1.426
大分	1.000	0.944	0.966	
宮崎	0.991	0.961	1.055	
鹿児島	0.983	0.951	1.032	
沖縄	0.981	0.907	0.988	1.039

徳島	0.998	0.956	1.008	
香川	0.996	0.974	0.988	
愛媛	0.997	0.978	0.996	
高知	0.982	0.969	1.005	
福岡	1.000	0.983	1.000	1.036
佐賀	0.992	0.746	0.977	0.953
長崎	0.990	0.965	0.982	0.884
熊本	0.987	0.961	0.998	1.450
大分	0.999	0.946	1.000	
宮崎	0.990	0.961	1.007	
鹿児島	0.982	0.951	1.005	
沖縄	0.976	0.907	0.992	1.033

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和四年度分の普通交付税から適用する。

〇総務省令第五十一号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十六日

総務大臣　金子　恭之

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改　正　後	改　正　前
（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 ２　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除見込額として総務大臣が調査した額（次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。	（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の二第二項に規定する自動車税減収見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。 ２　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の三第二項に規定する軽自動車税減収見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。 （各地方公共団体に交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条**　法第三条第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住宅借入金等特別税額控除見込額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除見込額として総務大臣が調査した額（次項において「住宅借入金等特別税額控除見込額」という。）とする。